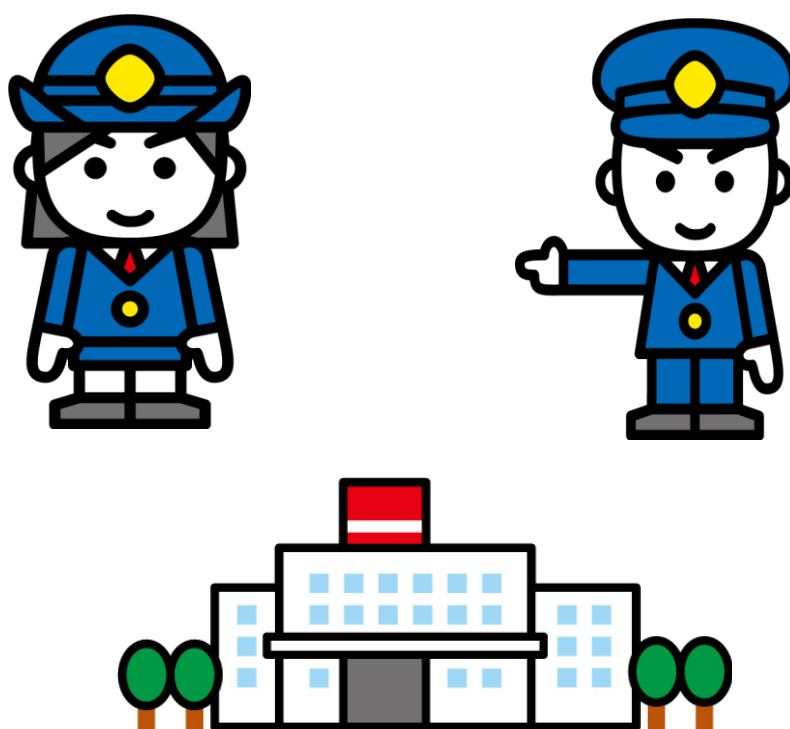


第5 予防行政



第5 予防行政

1 火災予防運動

毎年火災の多発する3月（春季：3月1日～3月7日）、11月（秋季：11月9日～15日）に全国火災予防運動が実施されており、本県においても関係各機関の協力のもとに県民に対する火災予防思想の普及を進めている。

2 民間防火組織

本県においては、女性防火クラブ員は185,026人となっている。

3 防火管理、立入検査及び消防用設備等の検査等の状況

(1) 防火対象物数等

県内の防火対象物数、立入検査及び防火管理の状況は第5－4表のとおりである。

(2) 消防設備士講習

消防設備士は昭和46年6月の消防法改正により、免状交付日から2年以内、以後5年以内ごとに知事が行う講習を受けなければならないこととなった。

本県における受講の状況は第5－5表のとおりである。

4 危険物の規制

(1) 危険物施設

本県の危険物施設総数は、8,701件で、前年の8,805件と比べ104件減少している。

県下におけるその状況は、第5－6表のとおりである。

(2) 危険物取扱者制度

危険物の取扱作業における安全を確保し、また、施設の維持管理を行い、災害を未然に防止する知識・技能を有する者が、試験により免状を交付され業務を行う制度である。本県において免状を交付した者は、第5－7表のとおりである。

(3) 危険物の取扱作業の保安に関する講習

製造所等において危険物の取扱作業に従事する者は、3年以内ごとに、知事の行う講習を受けなければならない。また、従事していなかった者（2年以上受講していない者）が従事することとなった場合、従事することとなった日から1年以内に受講しなければならない。

本県における受講状況は、第5－8表のとおりである。

(4) 危険物製造所等の事故

令和5年中に起きた事故は12件（前年比同数）である。

事故の状況は、第5－9表のとおりである。

第5-1表 女性（婦人）防火クラブの現況

令和6年4月1日現在

	合 計 組織数	人員	市街地 組織数	人員	農山村 組織数	人員	その他 組織数	人員
栃 木 県 計	441	185,026	166	100,999	275	84,027	0	0
宇都宮市	39	65,980	26	31,893	13	34,087	0	0
足利市	17	10,247	12	8,415	5	1,832	0	0
栃木市	1	153	1	153	0	0	0	0
佐野市	1	4,346	1	4,346	0	0	0	0
鹿沼市	104	19,817	47	11,132	57	8,685	0	0
日光市	11	455	8	424	3	31	0	0
小山市	27	1,213	7	532	20	681	0	0
野木町	0	0	0	0	0	0	0	0
下野市	1	91	1	91	0	0	0	0
上三川町	1	52	0	0	1	52	0	0
壬生町	1	16	0	0	1	16	0	0
那須烏山市	1	90	1	90	0	0	0	0
那珂川町	28	1,974	5	454	23	1,520	0	0
真岡市	85	12,849	19	7,691	66	5,158	0	0
益子町	1	39	1	39	0	0	0	0
茂木町	7	214	6	204	1	10	0	0
市貝町	1	48	1	48	0	0	0	0
芳賀町	14	3,612	1	727	13	2,885	0	0
矢板市	1	25	1	25	0	0	0	0
さくら市	1	31	1	31	0	0	0	0
塩谷町	1	100	0	0	1	100	0	0
高根沢町	31	31	4	4	27	27	0	0
大田原市	3	9,195	1	5,447	2	3,748	0	0
那須塩原市	43	44,034	16	26,135	27	17,899	0	0
那須町	21	10,414	6	3,118	15	7,296	0	0

第5-2表 少年消防クラブの現況

令和6年5月1日現在

	クラブ数						クラブ員数						指導者数			
	合計	小学校	中学校	市町	地区	その他	合計	小学校	中学校	市町	地区	その他	合計	小学校	中学校	その他
栃木県計	115	61	52	1	1	0	5,719	1,117	4,478	62	62	0	141	79	62	0
宇都宮市	26	0	26	0	0	0	570	0	570	0	0	0	26	0	26	0
足利市	33	22	11	0	0	0	684	398	286	0	0	0	54	37	17	0
栃木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐野市	11	11	0	0	0	0	326	326	0	0	0	0	13	13	0	0
鹿沼市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日光市	6	3	2	1	0	0	280	72	146	62	0	0	10	4	6	0
小山市	25	25	0	0	0	0	321	321	0	0	0	0	25	25	0	0
野木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下野市	4	0	4	0	0	0	1,522	0	1,522	0	0	0	4	0	4	0
上三川町	3	0	3	0	0	0	827	0	827	0	0	0	3	0	3	0
壬生町	2	0	2	0	0	0	1,030	0	1,030	0	0	0	2	0	2	0
真岡市	1	0	0	0	1	0	62	0	0	0	62	0	0	0	0	0
益子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市貝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芳賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那須烏山市	2	0	2	0	0	0	48	0	48	0	0	0	2	0	2	0
那珂川町	2	0	2	0	0	0	49	0	49	0	0	0	2	0	2	0
矢板市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さくら市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩谷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高根沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那須塩原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那須町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5-3表 幼年消防クラブの現況

令和6年5月1日現在

	クラブ数						クラブ員数						指導者数			
	合計	幼稚園	学校	市町	地区	その他	合計	幼稚園	学校	市町	地区	その他	合計	幼稚園	学校	その他
栃木県計	234	234	0	0	0	0	18,924	18,924	0	0	0	0	2,391	2,391	0	0
宇都宮市	29	29	0	0	0	0	1,628	1,628	0	0	0	0	87	87	0	0
足利市	36	36	0	0	0	0	3,241	3,241	0	0	0	0	986	986	0	0
栃木市	13	13	0	0	0	0	1,482	1,482	0	0	0	0	0	0	0	0
佐野市	18	18	0	0	0	0	1,791	1,791	0	0	0	0	64	64	0	0
鹿沼市	20	20	0	0	0	0	1,222	1,222	0	0	0	0	20	20	0	0
日光市	21	21	0	0	0	0	282	282	0	0	0	0	41	41	0	0
小山市	45	45	0	0	0	0	5,442	5,442	0	0	0	0	1,018	1,018	0	0
野木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下野市	16	16	0	0	0	0	1,866	1,866	0	0	0	0	16	16	0	0
上三川町	1	1	0	0	0	0	210	210	0	0	0	0	1	1	0	0
壬生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真岡市	2	2	0	0	0	0	62	62	0	0	0	0	15	15	0	0
益子町	2	2	0	0	0	0	127	127	0	0	0	0	24	24	0	0
茂木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市貝町	5	5	0	0	0	0	148	148	0	0	0	0	0	0	0	0
芳賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那須烏山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那珂川町	1	1	0	0	0	0	27	27	0	0	0	0	2	2	0	0
矢板市	9	9	0	0	0	0	441	441	0	0	0	0	39	39	0	0
さくら市	7	7	0	0	0	0	481	481	0	0	0	0	49	49	0	0
塩谷町	3	3	0	0	0	0	135	135	0	0	0	0	3	3	0	0
高根沢町	6	6	0	0	0	0	339	339	0	0	0	0	26	26	0	0
大田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那須塩原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那須町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5-4表 防火対象物の実態等調査

本編各調査の対象区分は本表による。

消防法施行令別表第一

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(六)	イ 次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。 (ii) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。))又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。))、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。))、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。))、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。))又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)) ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。))、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。))、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。))、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)) ニ 幼稚園又は特別支援学校

(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(十二)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(十四)	倉庫
(十五)	前各項に該当しない事業場
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(十七)	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(十八)	延長五十メートル以上のアーケード
(十九)	市町村長の指定する山林
(二十)	総務省令で定める舟車

備考

- 一 二以上の用途に供される防火対象物で第一条の二第二項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(一)項から(十五)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- 二 (一)項から(十六)項までに掲げる用途に供される建築物が(十六の二)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- 三 (一)項から(十六)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(十六の三)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(一)項から(十六)項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。
- 四 (一)項から(十六)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(十七)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一)項から(十六)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

第5-4-1表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

(令和6年3月31日現在)

防火 対象物 の区分		行 番号	防火対象物数											(10)	(11)		(13)		(14)
			総数 (A+B+F)	地上5階 未満(地下 のみを除く) A	地上5階 以上 B	小計 (A+B)		地下のみ F			消防法第44 条第2号に 基づく罰則 の適用	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査							
												検査を要する 対象物			検査届出 対象物				
						うち地下 1階 C	うち地下 2階 D	うち地下 3階以下 E	区分	対象物数		対象物数							
1	イ	0 1 0	97	96	1	97	12	1	0	0	35	0	37	80	10	9			
	ロ	0 2 0	952	949	3	952	15	1	0	0	247	0	37	586	51	42			
	ハ	0 3 0	36	23	13	36	4	0	0	0	5	0	37	19	2	1			
2	ロ	0 4 0	192	191	1	192	2	0	0	0	63	0	37	164	10	9			
	ハ	0 5 0	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	36	1	0	0			
	ニ	0 6 0	45	44	1	45	1	0	0	0	24	0	26	57	3	3			
3	イ	0 7 0	49	49	0	49	2	0	0	0	1	0	36	32	0	0			
	ロ	0 8 0	2050	2025	25	2050	48	1	0	0	291	0	37	745	54	48			
	4	0 9 0	3533	3521	12	3533	16	2	0	0	1019	0	37	2008	168	153			
5	イ	1 0 0	1869	1674	193	1867	175	13	1	2	652	0	25	2746	257	248			
	ロ	1 1 0	17085	15888	1197	17085	119	2	0	0	272	0	70	6794	142	112			
	(1)	1 2 0	98	72	26	98	15	0	0	0	37	0	27	93	31	26			
イ	(2)	1 3 0	47	45	2	47	2	0	0	0	23	0	24	48	2	2			
	(3)	1 4 0	125	110	15	125	13	2	0	0	88	0	24	122	15	11			
	(4)	1 5 0	1103	1100	3	1103	9	0	0	0	141	0	46	598	25	22			
ロ	(1)	1 6 0	759	746	13	759	11	0	0	0	481	0	25	687	82	70			
	(2)	1 7 0	2	2	0	2	0	0	0	2	0	0	24	2	0	0			
	(3)	1 8 0	9	9	0	9	0	0	0	0	1	0	24	0	0	0			
ハ	(4)	1 9 0	2	2	0	2	0	0	0	0	3	0	24	3	1	1			
	(5)	2 0 0	197	197	0	197	1	0	0	0	83	0	25	171	18	18			
	(1)	2 1 0	501	496	5	501	3	0	0	0	173	0	29	286	15	13			
イ	(2)	2 2 0	6	6	0	6	0	0	0	0	4	0	29	5	0	0			
	(3)	2 3 0	773	773	0	773	7	0	0	0	309	0	31	591	40	31			
	(4)	2 4 0	126	126	0	126	0	0	0	0	30	0	31	75	4	4			
ニ	(5)	2 5 0	557	556	1	557	0	0	0	0	200	0	31	371	48	46			
	二	2 6 0	229	224	5	229	1	0	0	0	111	0	41	191	12	9			
	7	2 7 0	2469	2392	77	2469	44	1	0	0	718	0	71	1940	150	128			
8	イ	2 8 0	211	209	2	211	16	1	0	0	31	0	69	148	9	7			
	ロ	2 9 0	21	19	2	21	2	0	0	0	10	0	41	12	0	0			
	9	3 0 0	61	61	0	61	4	0	0	0	10	0	71	47	6	2			
10	イ	3 1 0	50	50	0	50	1	0	0	0	3	0	72	31	3	3			
	ロ	3 2 0	578	576	2	578	10	0	0	0	68	0	74	270	7	6			
	11	3 3 0	9795	9757	38	9795	45	1	0	0	1078	0	71	6198	542	457			
12	イ	3 4 0	6	6	0	6	1	0	0	0	1	0	71	6	1	1			
	ロ	3 5 0	574	562	11	573	4	7	0	1	155	0	71	277	10	11			
	13	3 6 0	15	15	0	15	0	0	0	0	0	0	71	14	0	0			
14	イ	3 7 0	6259	6253	6	6259	13	0	0	0	732	0	71	3467	174	150			
	ロ	3 8 0	9842	9542	294	9836	355	29	7	6	1274	0	75	5049	320	267			
	15	3 9 0	4360	3787	573	4360	232	13	1	0	672	0	30	2663	169	141			
16	イ	4 0 0	2014	1816	197	2013	37	1	0	1	101	0	71	1057	26	23			
	ロ	4 1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	2	0	0			
	16の2	4 2 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0			
16の3	イ	4 3 0	330	329	1	330	1	0	0	0	124	0	70	114	3	2			
	ロ	4 4 0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	67	2	0	0			
	17	4 5 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
18	イ	4 6 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	ロ	4 7 0	67034	64305	2719	67024	1221	75	9	10	9272	0	0	37772	2410	2076			
	合計	4 7 0	67034	64305	2719	67024	1221	75	9	10	9272	0	0	37772	2410	2076			

第5-4-3表 乙種防火対象物防火管理者選任状況

(令和6年3月31日現在)

防火 対象物 の区分		行番号	法第8条該当 防火対象物 数 (A+B)	管理権原が単一の対象物			防火管理者の選任が完全に実施されているもの						部分的に防火管理者の選任がなされているもの					
				対象物数 A	防火管理者届出済 対象物数		消防計画 届出済 対象物数	対象物数 B [B≧C+D+E]	全管理権原者が共同して1人 の防火管理者を選任してい る対象物数 C	防火管理者が2人以上選任されているもの		消防計画 一部分の消防計画 届出済 対象物数 a		対象物数 E	届出防火管理者数		一部分の消防計画 届出防火対象物数 b	
					令第3条 第2項適用	令第3条 第2項適用				令第3条 第2項適用	令第3条 第2項適用	令第3条 第2項適用	令第3条 第2項適用		令第3条 第2項適用			
																令第3条 第2項適用		令第3条 第2項適用
1	イ	0 1 0	16	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0 2 0	294	0	133	0	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ	0 3 0	10	0	6	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		0 4 0	16	0	14	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	ハ	0 5 0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0 6 0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	イ	0 7 0	11	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0 8 0	937	643	6	610	5	10	2	0	1	0	4	0	3	0	1	0
	4	0 9 0	601	0	253	0	241	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ	1 0 0	31	0	21	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ロ	1 1 0	28	0	11	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(1) 1 2 0	5	4	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ	(2) 1 3 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) 1 4 0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 1 5 0	31	15	1	14	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(1) 1 6 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ロ	(2) 1 7 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) 1 8 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 1 9 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 2 0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(1) 2 1 0	56	46	0	45	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 2 2 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ハ	(3) 2 3 0	47	33	0	33	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 2 4 0	13	8	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 2 5 0	43	20	0	20	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ニ	5	4	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7		2 7 0	48	37	0	32	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2 8 0	13	11	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8		2 9 0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 0 0	8	7	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	ロ	3 1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 2 0	70	39	0	34	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	3 3 0	58	35	0	35	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 4 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ	3 5 0	10	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 6 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14	3 7 0	31	7	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 8 0	279	139	2	128	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	イ	3 9 0	256	121	1	113	1	7	2	1	0	0	0	1	0	0	3	0
		4 0 0	44	15	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1602	ロ	4 1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4 2 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1603		4 3 0	12	6	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4 4 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高層建築物		4 5 0	2962	1658	10	1573	9	20	5	1	1	0	4	0	0	0	4	0
		合計	4 5 0	2962	1658	10	1573	9	20	5	1	1	0	4	0	0	0	4

第5-4-4表 消火・避難訓練及び統括防火管理実施状況

(令和6年3月31日現在)

防火 対象物 の区分	行番号	防火管理に係る訓練実施対象物数				統括防火管理			
		消火訓練		避難訓練		対象物数	統括防火管理者 選任届出対象物数	全体についての消防 計画届出対象物数	
		1回 実施	2回以上 実施	1回 実施	2回以上 実施				
1	イ	0	8	33	7	0	0	0	0
	ロ	0	152	250	145	0	0	0	0
	イ	0	3	2	3	0	0	0	0
	ロ	0	31	78	31	1	0	1	0
2	ハ	0	2	1	2	0	0	0	0
	ニ	0	10	28	10	2	0	1	0
3	イ	0	0	0	0	0	0	0	0
	ロ	0	169	217	159	7	0	0	0
4		0	384	664	374	2	0	0	0
	イ	1	115	118	112	2	2	2	0
5	ロ	1	0	0	0	4	0	0	0
	(1)	1	23	57	22	1	0	1	0
	(2)	1	11	20	9	0	0	0	0
	(3)	1	18	51	16	0	0	0	0
	(4)	1	44	41	45	1	0	0	0
	(1)	1	212	328	188	0	0	0	0
6	(2)	1	1	1	0	0	0	0	0
	(3)	1	1	9	1	0	0	0	0
	(4)	1	1	3	0	0	0	0	0
	(5)	2	28	44	26	0	0	0	0
	(1)	2	125	112	115	0	0	0	0
	(2)	2	1	0	1	0	0	0	0
	(3)	2	185	232	159	0	0	0	0
	(4)	2	45	27	45	0	0	0	0
	(5)	2	86	87	75	0	0	0	0
	ニ	2	21	40	18	0	0	0	0
7		2	0	0	0	0	0	0	0
	8	2	0	0	0	0	0	0	0
9	イ	2	2	4	1	0	0	0	0
	ロ	3	0	0	0	0	0	0	0
10		3	0	0	0	0	0	0	0
	11	3	0	0	0	0	0	0	0
12	イ	3	0	0	0	0	0	0	0
	ロ	3	0	0	0	0	0	0	0
13	イ	3	0	0	0	0	0	0	0
	ロ	3	0	0	0	0	0	0	0
14		3	0	0	0	0	0	0	0
	15	3	0	0	0	15	0	0	0
16	イ	3	253	376	249	90	17	15	37
	ロ	4	0	0	0	12	3	6	2
16の2		4	0	0	0	0	0	0	0
	16の3	4	0	0	0	0	0	0	0
17		4	0	0	0	0	0	0	0
	高層建築物	4	0	0	0	0	0	0	0
合計		1931	2823	1813	3062	137	22	71	46
									15

		特殊消防用 設備等	消火設備	警報設備	避難設備 消火器	小計	特別講習	総計
回数		0	3	4	3	10	0	10
申請者		0	159	251	210	620	0	620
修了者数		0	148	247	202	597	0	597
修了者内訳	甲種特類	0				0		0
	甲種第1類		142			142		142
	甲種第2類		27			27		27
	甲種第3類		31			31		31
	甲種第4類			206		206	0	206
	甲種第5類				28	28		28
	乙種第1類		14			14		14
	乙種第2類		5			5		5
	乙種第3類		13			13		13
	乙種第4類			59		59	0	59
	乙種第5類				9	9		9
	乙種第6類				210	210		210
	乙種第7類			66		66		66

第５－６表 危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設）

	合 計	製 造 所	貯 蔵 所									
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所							
					準 特 定 タ ン ク	特 定 屋 外 タ ン ク	特 定 屋 外 タ ン ク					
							旧 法 タ ン ク	旧 法 タ ン ク	地 中 タ ン ク	岩 盤 タ ン ク	海 上 タ ン ク	
栃 木 県 計	8,701	97	5,789	1,244	975	8	6	14	8	0	0	0
宇 都 宮 市	1,457	17	1,002	243	142	3	1	0	0	0	0	0
足 利 市	447	10	286	88	50	0	0	0	0	0	0	0
栃 木 市	672	6	402	71	47	0	0	0	0	0	0	0
佐 野 市	672	16	453	95	122	0	0	0	0	0	0	0
鹿 沼 市	488	5	306	73	77	0	0	0	0	0	0	0
日 光 市	674	1	465	54	60	0	0	0	0	0	0	0
小 山 市	613	5	370	133	69	0	0	0	0	0	0	0
石 橋 地 区 消 防 組 合	766	12	527	101	86	5	5	14	8	0	0	0
芳 賀 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合	775	5	485	126	82	0	0	0	0	0	0	0
南 那 須 広 域 行 政 事 務 組 合	223	2	151	23	26	0	0	0	0	0	0	0
塩 谷 広 域 行 政 組 合	456	1	270	60	41	0	0	0	0	0	0	0
那 須 地 区 消 防 組 合	1,458	17	1,072	177	173	0	0	0	0	0	0	0

(令和6年3月31日現在)

令和5年6月31日現在

貯蔵所						取扱所								事務所 数
屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	14klを超える けん引車 型	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	第1種 販売 取扱所	第2種 販売 取扱所	移送 取扱所	取扱所			
											特 移 取 扱	定 送 所		
127	1,666	15	1,317	90	445	2,815	1,343	21	2	0	0	1,449	4,389	
37	279	2	244	7	55	438	220	3	2	0	0	213	1,141	
8	72	0	39	1	29	151	70	2	0	0	0	79	220	
6	126	0	147	9	5	264	143	3	0	0	0	118	282	
6	74	0	89	11	67	203	97		0	0	0	106	224	
7	66	0	61	0	22	177	88	2	0	0	0	87	269	
20	209	0	109	0	13	208	84	1	0	0	0	123	400	
9	98	1	37	0	23	238	83	1	0	0	0	154	250	
9	104	2	209	49	16	227	109	2	0	0	0	116	251	
3	156	5	88	3	25	285	137	0	0	0	0	148	315	
0	46	0	51	1	5	70	46	0	0	0	0	24	112	
1	106	1	57	0	4	185	92	3	0	0	0	90	284	
21	330	4	186	9	181	369	174	4	0	0	0	191	641	

第５－７表 危険物取扱者免状交付数

	合 計	免 状 の 種 類								
		甲 種	乙 種							丙 種
			小 計	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種	第 6 種	
合 計	123,492	2,423	92,988	6,424	6,052	5,134	60,625	6,783	7,970	28,081
R 5 年度	2,683	89	2,194	125	136	123	1,538	141	131	400
R 4 年度	2,660	132	2,285	150	162	155	1,467	179	172	243
R 3 年度	3,216	93	2,833	231	147	161	1,893	183	218	290
R 2 年度	2,478	66	2,048	147	118	105	1,426	112	140	364
R 1 年度	3,033	88	2,594	191	143	123	1,769	174	194	351
H30年度	3,448	102	2,969	216	178	177	2,010	177	211	377
H29年度	3,510	89	2,948	239	184	173	1,898	235	219	473
H28年度	3,081	99	2,561	212	172	139	1,653	170	215	421
H27年度	3,078	80	2,497	178	188	206	1,494	227	204	501
H26年度	3,601	94	2,924	307	222	224	1,596	234	341	583
H25年度	3,895	101	3,259	318	259	247	1,826	271	338	535
H24年度	4,183	109	3,262	329	230	244	1,819	296	344	812
H23年度	4,090	60	3,172	324	329	253	1,609	292	365	858
H22年度	4,100	76	3,197	280	256	225	1,845	284	307	827
H21年度	4,462	110	3,358	292	277	221	1,956	295	317	994
H20年度	4,721	80	3,586	344	335	251	1,885	389	382	1,055
H19年度	4,832	94	3,722	315	288	218	2,223	272	406	1,016
H18年度	4,798	67	3,697	305	332	217	2,186	269	388	1,034
H17年度	4,580	79	3,302	266	302	168	1,980	232	354	1,199
H16年度	6,145	50	3,295	280	282	257	1,782	282	412	2,800
H15年度	4,281	39	3,507	241	242	200	2,206	269	349	735
H14年度	3,966	67	3,125	245	260	177	1,838	246	359	774
H13年度	3,905	66	2,893	185	148	141	1,902	237	280	946
H12年度	4,076	54	3,151	194	161	125	2,258	203	210	871
H11年度	4,103	71	2,997	123	119	88	2,320	141	206	1,035
H10年度	3,704	64	2,424	73	89	80	1,941	128	113	1,216
H 9 年度	3,703	55	2,459	89	111	107	1,863	139	150	1,189
H 8 年度	3,916	64	2,630	48	102	88	2,046	186	160	1,222
H 7 年度	3,792	61	2,670	47	45	72	2,176	183	147	1,061
H 6 年度	3,894	37	2,628	61	90	89	2,130	160	98	1,229
H 5 年度	4,097	54	2,679	34	100	45	2,251	111	138	1,364
H 4 年度	3,461	33	2,122	35	45	35	1,839	66	102	1,306

第５－８表 危険物取扱者保安講習受講者数

年度 区分	受 講 者 数	延 べ 総 数	免 状 の 種 類								
			甲 種	乙 種							丙 種
				小 計	第 １ 種	第 ２ 種	第 ３ 種	第 ４ 種	第 ５ 種	第 ６ 種	
R 5	3, 978	5, 589	163	4, 416	225	216	186	3, 304	257	228	1, 010
R 4	4, 235	5, 900	156	4, 670	222	227	188	3, 495	274	264	1, 074
R 3	4, 158	5, 854	120	4, 597	203	231	187	3, 443	268	265	1, 137
R 2	3, 686	5, 273	110	4, 227	213	198	180	3, 117	269	250	936
R 1	3, 033	5, 550	164	4, 280	195	203	160	3, 249	245	228	1, 106
H30	3, 896	5, 519	118	4, 267	193	216	184	3, 173	252	249	1, 134
H29	3, 896	5, 592	131	4, 376	217	215	181	3, 215	294	254	1, 085
H28	3, 634	5, 039	142	4, 008	167	185	212	2, 983	242	219	889
H27	3, 574	4, 910	139	3, 853	142	172	128	3, 009	219	183	918
H26	3, 310	5, 732	145	3, 590	147	161	142	2, 729	217	194	1, 997
H25	3, 754	4, 932	125	3, 868	140	152	122	3, 072	207	175	939
H24	3, 471	4, 542	110	3, 545	113	132	107	2, 881	171	141	887
H23	3, 478	4, 666	149	3, 540	134	179	119	2, 731	190	187	977
H22	3, 799	4, 968	162	3, 816	136	165	130	2, 997	210	178	990
H21	2, 831	3, 674	96	2, 950	82	113	65	2, 458	128	104	628
H20	2, 422	3, 124	101	2, 600	64	80	56	2, 187	129	84	423
H19	2, 468	3, 172	99	2, 676	69	70	61	2, 260	113	103	397
H18	2, 865	2, 865	75	2, 374	47	61	47	2, 060	90	69	416
H17	2, 325	2, 946	84	2, 432	62	57	52	2, 078	96	87	430
H16	2, 267	2, 723	99	2, 286	46	34	46	2, 002	65	93	338
H15	2, 188	2, 853	89	2, 392	58	57	49	2, 065	97	66	372
H14	2, 343	2, 769	61	2, 291	27	31	39	2, 095	55	44	417
H13	2, 395	2, 875	82	2, 437	53	37	33	2, 177	57	80	356
H12	2, 314	2, 814	73	2, 343	44	38	42	2, 078	85	56	398
H11	2, 234	2, 654	62	2, 218	35	30	26	2, 017	60	50	374
H10	2, 256	2, 715	76	2, 327	44	33	37	2, 080	64	69	312
H 9	2, 236	2, 731	60	2, 295	38	20	27	2, 125	42	43	376
H 8	2, 415	2, 827	63	2, 366	39	36	25	2, 143	64	59	398
H 7	2, 230	2, 570	57	2, 191	43	25	21	2, 008	46	48	322
H 6	2, 151	2, 528	73	2, 102	35	23	30	1, 902	51	61	353
H 5	2, 181	2, 472	57	2, 064	31	17	17	1, 915	44	40	351
H 4	2, 251	2, 532	73	2, 162	37	25	23	1, 998	30	49	297
H 3	2, 064	2, 330	60	1, 985	31	17		1, 817	37	64	285
H 2	1, 987	2, 180	51	1, 859	24	17	113	1, 734	18	50	270
H元	1, 531	1, 714	33	1, 513	28	17	24	1, 379	8	57	167
S 63	1, 465	1, 608	54	1, 379	20	10	19	1, 267	17	45	176
S 62	1, 352	1, 457	33	1, 245	13	10	7	1, 163	12	40	179
S 61	1, 209	1, 278	18	1, 131	12	7	5	1, 073	3	31	129
S 60	1, 082	1, 177	24	1, 067	14	15	10	987	3	38	86
S 59	1, 114	1, 181	28	1, 055	10	11	15	976	11	32	98

第 5－9 表 危険物製造所等の事故調

【令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年12月31日】

番号	発生場所	事故発生日	危険物等の別 危険物の種類	事故概要
1	那須塩原市	3月20日	給油取扱所 第 4 類第 2 石油類 (軽油)	一次側の地下タンク貯蔵所の送油ポンプ更新のため、バルブを閉めていた。ポンプ更新完了後にバルブを開け送油試験した際、定量給油機内部から軽油約9リットルが流出したもの。
2	栃木市	4月27日	給油取扱所 第 4 類第 1 石油類 (ガソリン) 第 4 類第 2 石油類 (軽油) 第 4 類第 2 石油類 (灯油) 第 4 類第 3 石油類 (廃油)	フルサービスレーンでトラックに給油中、燃料タンク、燃料サブタンクにノズルがある状態で顧客が発進してしまい、ノズルとホースを破損した。従業員は車両の見える範囲で給油作業以外の作業（ごみ捨て）を実施していた。
3	下野市	6月3日	給油取扱所 第 4 類第 1 石油類 (ガソリン) 第 4 類第 2 石油類 (軽油) 第 4 類第 2 石油類 (灯油) 第 4 類第 3 石油類 (廃油)	顧客の運転する普通乗用車が後進中に、固定給油設備に収納されていた軽油用ノズルに接触した。危険物の流出は確認できなかったがノズル及びノズル受けが破損したため、当該固定給設備の使用を停止する措置をとった。
4	真岡市	不明	一般取扱所 第 4 類第 1 石油類 (シンナー) 第 4 類アルコール類 (メタノール) 第 4 類第 2 石油類 (灯油) 第 4 類第 3 石油類 (ラッカースプレー) 第 4 類第 3 石油類 (切削油) 第 4 類第 3 石油類 (潤滑油)	ミストコレクター（集塵機）内の堆積物が発熱、発火して、機械を焼損したもの。
5	真岡市	8月21日	一般取扱所 第 4 類第 1 石油類 (アセトン)	一般取扱所に設置してあるガラス溶融炉から溶融ガラスが流出し、周辺の設備を損傷させ、火災に至ったもの。
6	真岡市	9月15日	給油取扱所 第 4 類第 1 石油類 (ガソリン) 第 4 類第 2 石油類 (軽油) 第 4 類第 2 石油類 (灯油) 第 4 類第 3 石油類 (廃油)	灯油用のキャノピーが低くなっており、さらにトラックの荷台にコンバインを積載していたことにより、運転手が高さを見誤り上部が接触したもの。

第 5－9 表 危険物製造所等の事故調

【令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年12月31日】

番号	発生場所	事故発生日	危険物等の別 危険物の種類	事故概要
7	栃木市	10月31日	一般取扱所 第 4 類第 1 石油類 （洗浄液 塗料） 第 4 類第 1 石油類 （塗料） 第 4 類第 2 石油類 （軽油 塗料） 第 4 類第 3 石油類 （作動油） 第 4 類第 4 石油類 （潤滑油）	一般取扱所内において、コンベア式の水洗式自動塗装ブースで塗装作業中、操作作業員がブース内から煙を確認後に火炎に移行した。塗装機及びブース、ダクトを焼損した。
8	栃木市	11月1日	製造所 第 2 類硫化りん （五硫化ニリン） 第 4 類特殊引火物 （ジエチルエーテル） 第 4 類第 1 石油類 （トルエン等） 第 4 類第 1 石油類 （アセトン等） 第 4 類アルコール類 （メタノール等） 第 4 類第 2 石油類 （PMA等） 第 4 類第 2 石油類 （DMF等） 第 4 類第 3 石油類 （IN310等） 第 4 類第 3 石油類 （DMSO等） 第 4 類第 4 石油類 （潤滑油）	製造所にて危険物の廃液（キシレン）を屋外タンクに液送したところ、タンクバルブを開け忘れてしまい廃液の行き場がなくなりフランジから漏れ出したもの。
9	栃木市	11月20日	給油取扱所 第 4 類第 1 石油類 （ガソリン） 第 4 類第 2 石油類 （軽油） 第 4 類第 2 石油類 （灯油） 第 4 類第 3 石油類 （廃油）	給油終了後の大型トレーラーが、発進後にハンドルを切りすぎた為、車両右後部オーバーハングをキャノピー支柱のカバー（鋼板）に接触した事故。

第 5－9 表 危険物製造所等の事故調

【令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年12月31日】

番号	発生場所	事故発生日	危険物等の別 危険物の種類	事故概要
10	栃木市	11月15日	一般取扱所 第 4 類 第 1 石油類 （塗料、シンナー） 第 4 類 第 1 石油類 （塗料） 第 4 類 第 2 石油類 （塗料、灯油） 第 4 類 第 2 石油類 （洗浄液） 第 4 類 第 3 石油類 （潤滑油、切削油） 第 4 類 第 4 石油類 （潤滑油、作動油）	一般取扱所において、プレス機にて赤熱した鍛造品が搬送コンベアの隙間から地下ピットに落下し、堆積物に引火し火災となったもの。
11	那珂川町	12月8日	給油取扱所 第 4 類 第 1 石油類 （ガソリン） 第 4 類 第 2 石油類 （軽油） 第 4 類 第 2 石油類 （灯油） 第 4 類 第 4 石油類 （オイル）	荷台を上げないと給油できない10 t ダンプトラックが、キャノピーの下に停車し給油をするため荷台を上げたところ、キャノピーに接触しキャノピーが傾きアイランドの一部を破損したものの。
12	佐野市	12月16日	給油取扱所 第 4 類第 1 石油類 （ガソリン） 第 4 類第 2 石油類 （軽油） 第 4 類第 2 石油類 （灯油） 第 4 類第 3 石油類 （廃油）	給油取扱所において、営業前の準備中、配電盤にて各設備の電源を入れたところ、室内に設置してある衣類乾燥機から出火し、周辺の自動車用品に着火したもの。